

2021年3月2日

### 各種預金規定等の改定について

平素より中京銀行をご愛顧賜りまことにありがとうございます。このたび、以下の規定について他の規定にある条文と同様の表記に改定させていただきます。なお改定前からお取引いただいているお客さまへも適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

#### 1. 「規定の変更」条文の改定

(規定の変更等) 条項の変更

●対象規定：中京キャッシュカード認証による窓口取引規定

(中京キャッシュカード認証による窓口取引規定より抜粋(下線部を追加・変更します。))

改定前	改定後
11. (規定の変更等) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢 <u>その他の</u> 状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。	11. (規定の変更等) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める <u>適用開始日</u> から適用されるものとします。

(規定の変更) 条項の変更

●対象規定：ペイジー口座振替受付サービス利用規定

中京キャッシュカード(デビットカード) 規定

(ペイジー口座振替受付サービス利用規定より抜粋(下線部を追加・変更します。))

改定前	改定後
第6条(規定の変更) (1) この規定の各条項は、金融情勢 <u>その他諸般の</u> 状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める <u>相当の期間を経過した日</u> から適用されるものとします。	第6条(規定の変更) (1) この規定の各条項 <u>その他の条件は</u> 、金融情勢の状況の変化 <u>その他</u> 相当の事由があると認められる場合には、 <u>当行ホームページへの掲載</u> 、店頭表示 <u>その他相当</u> の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める <u>適用開始日</u> から適用されるものとします。

## 2. 現行の事務取扱に伴う変更

### ①（届出事項の変更、通帳の再発行等）条項の変更

- 対象規定：普通預金規定、  
（規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>7. （届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により<u>当店</u>に届出てください。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p>	<p>7. （届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により<u>当店のほか当行本支店</u>に届出てください。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p>

- 対象規定：貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金共通規定  
定期積金（スーパー積金）規定  
（貯蓄預金規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>8. （届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p>	<p>8. （届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により<u>当店のほか当行本支店</u>に届出てください。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p>

### ②（解約等）条項の変更

- 対象規定：普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定  
（普通預金規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>13.（解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳と届出の印章を持参のうえ、<u>当店または当行国内本支店</u>に申出てください。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p>	<p>13.（解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳と届出の印章を持参のうえ、<u>当店のほか当行本支店</u>に申出てください。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p>

③（預金の解約、書替継続）条項の変更

- 対象規定：期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）  
自由金利型定期預金規定（大口定期）、変動金利定期預金規定  
利息分割受取型自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）  
自由満期型定期預金規定

（期日指定定期預金規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）この預金の全部または一部を解約、または書替継続（ただし前期1の（1）による継続を除く）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに<b>当店</b>に提出してください。</p> <p>（3）省略</p>	<p>4.（預金の解約、書替継続）</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）この預金の全部または一部を解約、または書替継続（ただし前期1の（1）による継続を除く）するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに<b>当店のほか当行本支店</b>に提出してください。</p> <p>（3）省略</p>

④（通帳、証書の効力）条項の変更

- 対象規定：自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）  
自由金利型定期預金規定（大口定期）、変動金利定期預金規定  
利息分割受取型自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）  
自由満期型定期預金規定

（自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>7.（通帳、証書の効力）</p> <p>前記2の（1）により満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した場合（自動解約扱）は、以後通帳記載の当該預金または証書は無効となりますので、証書については直ちに<b>当店</b>に返却してください。</p>	<p>7.（通帳、証書の効力）</p> <p>前記2の（1）により満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した場合（自動解約扱）は、以後通帳記載の当該預金または証書は無効となりますので、証書については直ちに<b>当店のほか当行本支店</b>に返却してください。</p>

⑤（定期預金の自動継続）条項の変更

- 対象規定 中京総合口座規定
- （規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>5.（定期預金の自動継続）</p> <p>（1）、（2） 省略</p> <p>（3）継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を<b>当店</b>に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、通帳記載の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までに、その旨を<b>当店</b>に申出てください。</p>	<p>5.（定期預金の自動継続）</p> <p>（1）、（2） 省略</p> <p>（3）継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を<b>当店のほか当行本支店</b>に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、通帳記載の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までに、その旨を<b>当店のほか当行本支店</b>に申出てください。</p>

⑥（預金の解約）条項の変更

●対象規定 通知預金規定

（規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>5.（預金の解約）</p> <p>（1）この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに<b>当店</b>に提出してください。</p> <p>（2）、（3） 省略</p>	<p>5.（預金の解約）</p> <p>（1）この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに<b>当店のほか当行本支店</b>に提出してください。</p> <p>（2）、（3） 省略</p>

⑦（預金の支払時期等）条項の変更

●対象規定 期日指定定期預金規定

（規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>2.（預金の支払時期等）</p> <p>（1）この預金のうち自動継続扱いでないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日についてはつぎのとおりとします。</p> <p>①満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の相応日（通帳または証書記載の据置期間満了日。継続をしたときは、その継続日の1年後の相応日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、<b>当店</b>にその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>②、③ 省略</p> <p>（2） 省略</p>	<p>2.（預金の支払時期等）</p> <p>（1）この預金のうち自動継続扱いでないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、満期日についてはつぎのとおりとします。</p> <p>①満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の相応日（通帳または証書記載の据置期間満了日。継続をしたときは、その継続日の1年後の相応日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、<b>当店のほか当行本支店</b>にその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。</p> <p>②、③ 省略</p> <p>（2） 省略</p>

●対象規定 自動積立式定期預金規定  
(規定を抜粋(下線部を追加・変更します。))

改定前	改定後
<p>5. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) 自由型の場合</p> <p>①自由型の預金は、継続停止の申出があった場合に、最長預入期限を満期日として満期日後に利息とともに支払います。継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨<u>当店</u>に申出てください。</p> <p>②預入日(または継続日)から1年経過した後は、満期日を指定することができます。この場合は、<u>当店</u>に対しその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は指定された満期日以後に支払います。</p> <p>③ 省略</p> <p>(2) 目標型の場合</p> <p>①目標型の場合は、目標日以後に利息とともに支払います。</p> <p>②定期預金の種類が期日指定預金の場合には、預入日(または継続日)から1年を経過した後は、満期日を指定することができます。この場合は、<u>当店</u>に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は指定された満期日以後に支払います。</p> <p>③ 省略</p>	<p>5. (預金の支払時期等)</p> <p>(1) 自由型の場合</p> <p>①自由型の預金は、継続停止の申出があった場合に、最長預入期限を満期日として満期日後に利息とともに支払います。継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨<u>当店のほか当行本支店</u>に申出てください。</p> <p>②預入日(または継続日)から1年経過した後は、満期日を指定することができます。この場合は、<u>当店のほか当行本支店</u>に対しその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は指定された満期日以後に支払います。</p> <p>③ 省略</p> <p>(2) 目標型の場合</p> <p>①目標型の場合は、目標日以後に利息とともに支払います。</p> <p>②定期預金の種類が期日指定預金の場合には、預入日(または継続日)から1年を経過した後は、満期日を指定することができます。この場合は、<u>当店のほか当行本支店</u>に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は指定された満期日以後に支払います。</p> <p>③ 省略</p>

⑧(預金の解約、書替継続、通帳の効力)条項の変更

●対象規定 自動積立式定期預金規定  
(規定を抜粋(下線部を追加・変更します。))

改定前	改定後
<p>8. (預金の解約、書替継続、通帳の効力)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) この預金を解約(期日指定定期預金の一部について解約する場合を含む)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の通帳とともに<u>当店</u>に提出してください。</p> <p>(3) ~ (8) 省略</p>	<p>8. (預金の解約、書替継続、通帳の効力)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) この預金を解約(期日指定定期預金の一部について解約する場合を含む)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の通帳とともに<u>当店のほか当行本支店</u>に提出してください。</p> <p>(3) ~ (8) 省略</p>

⑨（解約）条項の変更

- 対象規定 定期積金（スーパー積金）規定  
（規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>8.（解約）</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して、通帳とともに<u>当店</u>に提出してください。</p> <p>（3）省略</p>	<p>8.（解約）</p> <p>（1）省略</p> <p>（2）この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して、通帳とともに<u>当店のほか当行本支店</u>に提出してください。</p> <p>（3）省略</p>

⑩（解約、カードの利用停止等）条項の変更

- 対象規定 中京キャッシュカード規定  
（規定を抜粋（下線部を追加・変更します。））

改定前	改定後
<p>18.（解約、カードの利用停止等）</p> <p>（1）預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを<u>当店</u>に返却してください。なお、当行の普通預金規定、貯蓄預金規定および中京総合口座規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。</p> <p>（2）カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを<u>当店</u>に返却してください。</p> <p>（3）省略</p>	<p>8.（解約、カードの利用停止等）</p> <p>（1）預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを<u>当店のほか当行本支店</u>に返却してください。なお、当行の普通預金規定、貯蓄預金規定および中京総合口座規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。</p> <p>（2）カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを<u>当店のほか当行本支店</u>に返却してください。</p> <p>（3）省略</p>

### 3. 対象となる各種規定等

#### (1) 「規定の変更」条文の改定

項番	規定名称
1	中京キャッシュカード認証による窓口取引規定
2	ペイジー口座振替受付サービス利用規定
3	中京キャッシュカード（デビットカード）規定

#### (2) 現行の事務取扱に伴う変更

項番	規定名称
1	中京総合口座規定
2	普通預金規定
3	貯蓄預金規定
4	納税準備預金規定
5	通知預金規定
6	定期預金共通規定
7	期日指定定期預金規定
8	自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
9	自由金利型定期預金規定（大口定期）
10	変動金利定期預金規定
11	利息分割受取型自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
12	自由満期型定期預金規定
13	自動積立式定期預金規定
14	定期積金（スーパー積金）規定
15	中京キャッシュカード規定

### 4. 適用開始日

2021年4月1日（木）より適用いたします。

以上